

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人静和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 当法人の職員を兼ね職員給与を支給している者の役員等報酬は別表の定めによるものとする。
- 4 役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間2500万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別表1「非常勤役員報酬表」に定める額とする。
- 4 個々の評議員の報酬は、別表2「評議員報酬表」に定める額とする。
- 5 常勤役員に対する報酬は、別表3「常勤役員報酬表」、別表4「常勤役員賞与表」

に定める額とし、各役員の報酬月額は報酬表のうちから、評議員会において決定する。

- 6 役員等に対する退職手当は、別表5「役員等の退職手当算定式」により算出される額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長の報酬等（旅費を除く。）は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年3月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

令和元年12月5日一部改正

令和6年6月13日一部改正

令和7年6月12日一部改正

別表 1. 非常勤役員報酬表

(支払日)

理事長	役員報酬	600,000円/月	25日
会長	役員報酬	450,000円/月	25日
業務執行理事	役員報酬	300,000円/月	25日
理事・監事	役員報酬	8,000円/回	その都度

別表 2. 評議員報酬表

評議員	役員報酬	8,000円/回	その都度
-----	------	----------	------

別表 3. 常勤役員報酬表

号 俸	報 酬 月 額
1号俸	100,000
2号俸	200,000
3号俸	300,000
4号俸	400,000
5号俸	500,000
6号俸	600,000
7号俸	700,000
8号俸	800,000
9号俸	900,000
10号俸	1,000,000
11号俸	1,100,000
12号俸	1,200,000
13号俸	1,300,000
14号俸	1,400,000
15号俸	1,500,000

別表 4. 常勤役員賞与表

7月賞与	年度毎の職員支給月額分に 準ずる
12月賞与	

別表 5. 役員等の退職手当算定式

理事長、会長及び業務執行理事

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{役位係数}$$

その他の理事、監事及び評議員

$$10,000 \times \text{在任年数}$$

※上記在任年数は1ヵ月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

※役位係数 理事長 1.5 その他の理事 1.0

役位に変更がある場合には、役員在任中の最高位をもって最終役位とする。

※退職手当は在任5年以上の者に支給する。